

寝屋川市条例第 16 号

寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 寝屋川市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 寝屋川市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団密接関係者をいう。

(指定障害児通所支援事業者の指定に係る条例で定める者)

第 3 条 法第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号（法第 21 条の 5 の 16 第 4 項及び第 21 条の 5 の 20 第 2 項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 18 条の 34 に定めるものであって、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でないものとする。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第 4 条 法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、第 21 条の 5 の 17 第 1 項各号並びに第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定める指定通所支援の事業等（指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人

員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）及び次項に定めるところによる。

2 指定通所支援の事業等においては、暴力団等とその運営に關与させてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。